

「学校安心ルール」(各年少・小学校)

<基本的な考え方>

- この学校安心ルールは、あらかじめルールを示すことにより、子どもたちがしてはいけない言動を自覚したうえで、自らの言動を正しくできるようにすることを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけるように伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、そのような「より良い学校」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『大阪市教育委員会が定めた各種指針（手引き）等』によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	教職員等に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと	・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・勉強する ・人に迷惑をかけない ・いじめを許さない				
第1段階	・わざと授業時間におくれる ・授業中に教室内をうろつく ・授業のじゃまをする	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	・教室を出て、校外に飛び出す ・授業に関係のない話をする ・授業をさぼり校内でたむろする	・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・個人情報をばらす	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う	・学校のきまりを守らない ・学校の物をこわす行為をする ・夜中に出歩きうろつく ・情報モラル違反に関するトラブル ・差別的な言動をする	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階	・授業中、故意に妨害をする ・テストのじゃまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむろする	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう（プロレス技をかけるなども） ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

※教職員等とは、先生、管理作業員、給食調理員など学校で児童がお世話になっている全てのことです。

※学校は児童ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で変更することがあります。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。